

石巻市社会福祉協議会

第3次 地域福祉活動計画

～誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり～

平成30年4月

社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会

目次

第1章 第3次石巻市社会福祉協議会地域福祉活動計画	1
第1節 地域福祉活動計画策定の目的と位置付け	1
第2節 地域福祉活動計画の策定体制	2
第3節 地域福祉活動計画の期間	2
第4節 石巻市地域福祉計画との関係	2
第5節 市町村社会福祉協議会の使命	3
第2章 新たな地域福祉の動向	4
第1節 地域福祉問題の広がりとの動向	4
第3章 石巻市における地域の生活課題	8
第1節 地域福祉に関するアンケート調査	8
第2節 地区座談会の開催	23
第3節 その他現状把握のための作業	25
第4章 地域福祉活動計画がめざすもの	26
第1節 計画の基本理念	26
第2節 基本方針	26
第3節 計画の体系	27
第4節 重点的な取り組み	29
活動計画1 小地域福祉活動を推進します	30
活動計画2 地域福祉関係団体の活動を推進します	31
活動計画3 市民の生活課題の把握と相談対応を推進します	32
活動計画4 福祉に関する情報提供・啓発活動を推進します	33
活動計画5 ボランティア活動を推進します	34
活動計画6 福祉学習・啓発活動を推進します	35
活動計画7 在宅福祉活動を推進します	36
第5章 計画の推進体制及び進行管理	37
第1節 推進体制	37
第2節 進行管理	37
<資料>	
1 策定委員会	38
2 提案委員会・ワーキンググループ・地域福祉活動計画アドバイザー	39
3 協力	40

第1節 地域福祉活動計画策定の目的と位置付け

少子高齢化や生活様式の変化に伴い、地域社会や家庭の様相は大きく変容しており、社会的孤立や認知症高齢者、生活困窮や権利擁護の問題等、地域における生活課題は深刻化しています。

これらの課題に対応すべく、地域福祉は、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が安心して暮らしていくために各施策に取り上げられています。

すなわち、「地域共生社会」を目指し、地域住民、ボランティア、社会福祉団体、行政と社会福祉協議会が協働で地域コミュニティを構築することが重要となっています。

地域福祉活動計画は、石巻市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が、市民や石巻市をはじめとする関係機関、団体と連携・協働しながら、地域課題を共有し、解決方針とそれぞれの役割を合意して地域の福祉活動を推進するためのものです。

◇第1次計画

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
第1次 地域福祉活動計画				
第1期 石巻市地域福祉計画				

◇第2次計画

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
第2次 地域福祉活動計画					
第2期 石巻市地域福祉計画					

◇第3次計画

29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
第3次 地域福祉活動計画					
第3期 石巻市地域福祉計画					

この度、「第1次・第2次地域福祉活動計画」を検証、評価し、平成30年度から34年度までの5年間の計画期間とする「第3次地域福祉活動計画」を策定しました。

この計画の基本理念である「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指し、東日本大震災の復興について盛り込んだ第2次の計画を継承し、地域福祉活動をさらに強化したもので、石巻市の「第3期地域福祉計画」と連携し、市民並びに石巻市をはじめとする関係機関と協働して推進するものです。

第2節 地域福祉活動計画の策定体制

この計画の策定にあたり、行政及び各地域の方々、福祉団体の代表者の15名による地域福祉活動計画策定委員会を設置し、本会職員による提案委員会及びワーキンググループで計画の原案を検討しました。

- (1) 策定委員会においては、提案委員会等で検討した原案に各委員の提案や意見を踏まえ計画を策定しました。
- (2) 学識経験者であるルーテル学院大学学事顧問の市川一宏氏を地域福祉活動計画アドバイザーとして、計画の策定を進めてきました。
- (3) 地域福祉の担い手からのアンケート調査を実施しました。

【調査協力】 民生委員児童委員・福祉協力員・地域福祉推進委員

【分析協力】 石巻専修大学人間学部 照井孫久教授

第3節 地域福祉活動計画の期間

【計画期間】 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで(5年間)

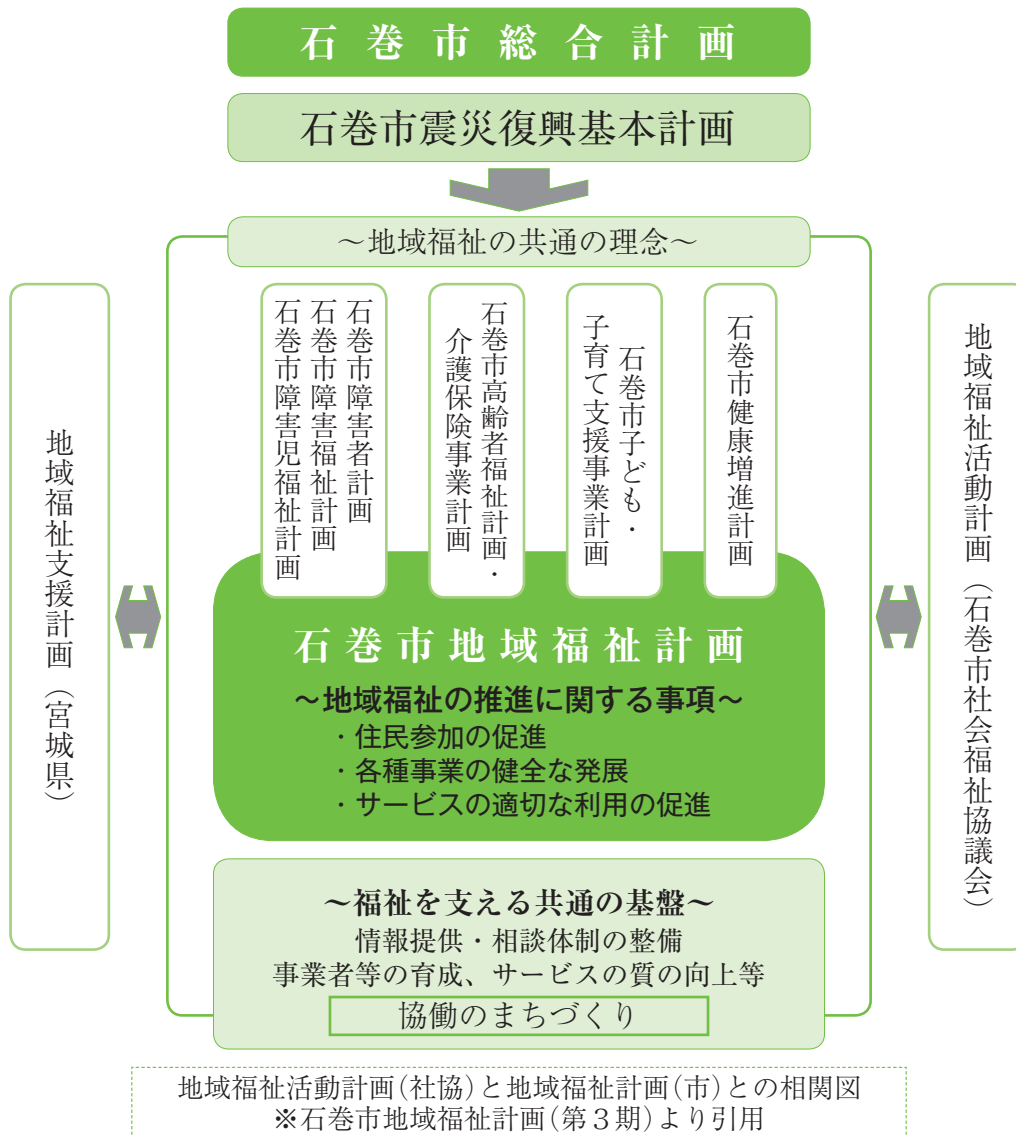
第4節 石巻市地域福祉計画との関係

市町村が策定する「地域福祉計画」は、平成12年に成立した「社会福祉法」第107条において規定されました。これに基づき、平成15年度から、地域福祉計画の策定が全国的に進められました。

また、それに先立ち、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」も、高齢者福祉計画・介護保険事業計画等の行政計画の策定と連携して、地域の市民福祉活動を計画化するものとして推進されてきました。

この「地域福祉計画」は、地域福祉推進の主体である市民等の参加を得て、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容と現状を明らかにし、かつ、確保し、提供する体制を計画的に整備することを内容とする行政計画です。

一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会を中心に福祉活動を行う地域住民やボランティア団体、NPO等の民間団体が自主的・自発的な福祉活動を中心にした民間活動・行動計画としての性格をより明確にする計画です。地域住民がそれぞれの独自の活動をお互いに認識し合い、共通する地域の生活課題や民間活動が協働して取り組むべき課題を計画化するところに独自性があり、地域福祉を進めるためには、石巻市の「地域福祉計画」と本会の「地域福祉活動計画」が十分に連携することが重要となっています。



第5節 市町村社会福祉協議会の使命

市町村社会福祉協議会は、市民やNPO法人、社会福祉団体、行政が運営に関与するという公的性格を有する民間団体ですが、市民、専門機関等とともに地域福祉を推進する中心的な役割を担うことを目的に設立され、主たる事業は、次のように位置付けられています。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - (2) 社会福祉に関する活動への市民の参加のための援助
 - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (社会福祉法第109条)

市民が直面する地域福祉課題に対して、人材、施設・機関、サービス・活動、住民関係、地域関係等の地域資源を把握し、地域を協働して再生する主軸になることが、社会福祉協議会に求められています。

第2章 新たな地域福祉の動向

第1節 地域福祉問題の広がりや動向

日本全国で近年、自殺者の急増、孤立死や虐待の増加、貧困、青少年の非行問題などが深刻化してきました。

また、日本全国で人口減少と過疎高齢化が進行しており、公共交通機関の縮小・廃止、商業施設の撤退等により、住民の孤立の問題が広がっています。

さらに、今後は、高齢者単身世帯、高齢者のみ世帯が増加する結果、社会的支援を必要とされる方々が明らかに増えていきます。

これらの生活課題には、従来のサービスだけでは対応できず、新しいしくみが必要な時代に突入したといえます。

また、東日本大震災で被災した本市においては、沿岸地域の限界集落化や復興公営住宅や防災集団移転団地などの新たな生活環境での孤立の問題が懸念されており、その問題を共有し、地域住民や関係機関などと連携しながら、セーフティネット(最後の安全網)の再生とともに、個々の取り組みが急務になっています。

1 公助、共助、自助による新しい地域福祉の考え方

『これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告』(厚生労働省、2008年)は、現在の福祉の転換を進めたものです。同報告では、自助、公助とともに、住民、当事者、民生児童委員、町内会(行政区)、ボランティア団体(民間非営利団体)、行政等が協働する「新たな支え合い」すなわち共助の必要性を強調しています。

これは、行政の取り組みを「公」と限定するのではなく、市民の役割、民間の役割を重視した「新たな支え合い」という共助の取り組みによって、「新たな公」を創出し、地域社会の再生を図るという新たな視点を明確にしたものです。そして、住民主体の原則をうたっています。

2 個別立法と地域による支援

(1) 社会的養護

『社会的養護の課題と将来像』(児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ：厚生労働省、平成23年7月)では、「保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと」を目的とした社会的養護の考え方が強調されています。

- (ア) 家庭での適切な養育を受けられない子どもを養育する機能
- (イ) 適切な養育が受けられなかったことによる発達上のゆがみや心の傷を回復する心理的ケア等の機能
- (ウ) 親子関係の再構築支援、自立支援、アフターケア、地域における養育の支援といった地域支援等の機能

これらの取り組みは、児童養護施設等の社会福祉施設だけでなく、地域社会全体で虐待等からの子どもの保護と回復、そして貧困や児童虐待の世代間連鎖を防ごうとしたものです。

(2)生活困窮者自立支援制度

平成25年、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人を支援するため」、生活困窮者自立支援法(平成27年度)が成立しました。

- (ア)各地方自治体に自立相談支援事業(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)の実施
- (イ)住居確保給付金の支給を義務化

さらに、課題となっていた生活保護受給者の自立支援やひきこもる人々の社会復帰。また、貧困によって教育の機会を奪われ、貧困の悪循環から脱することができなくなる危険性のある若者への就労、学習支援等の幅広い取り組みを市町村、社会福祉協議会に求めています。

同制度の考え方は、生活困窮者支援を通じた地域づくりであり、「生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていくこと。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく)」

さらに、「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う地域を構築する」ことを目指しています。

3 地域の再生を目指した改革

(1)地域包括ケアシステムの再構築

平成27年9月、厚生労働省 新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム『誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現－新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン』が出されました。

- (ア)新しい地域包括支援体制の確立
- (イ)生産性の向上と効率的なサービス提供体制の確立

すなわち、ワンストップで分野を問わない包括的な相談支援の実施、地域の実情に見合った総合的なサービス提供体制を確立するために、児童、障害、高齢者を対象にした地域包括ケアセンター等の役割の強化を目指したものです。

(2) 「地域共生社会」の実現に向けて ～「我が事、丸ごと」～

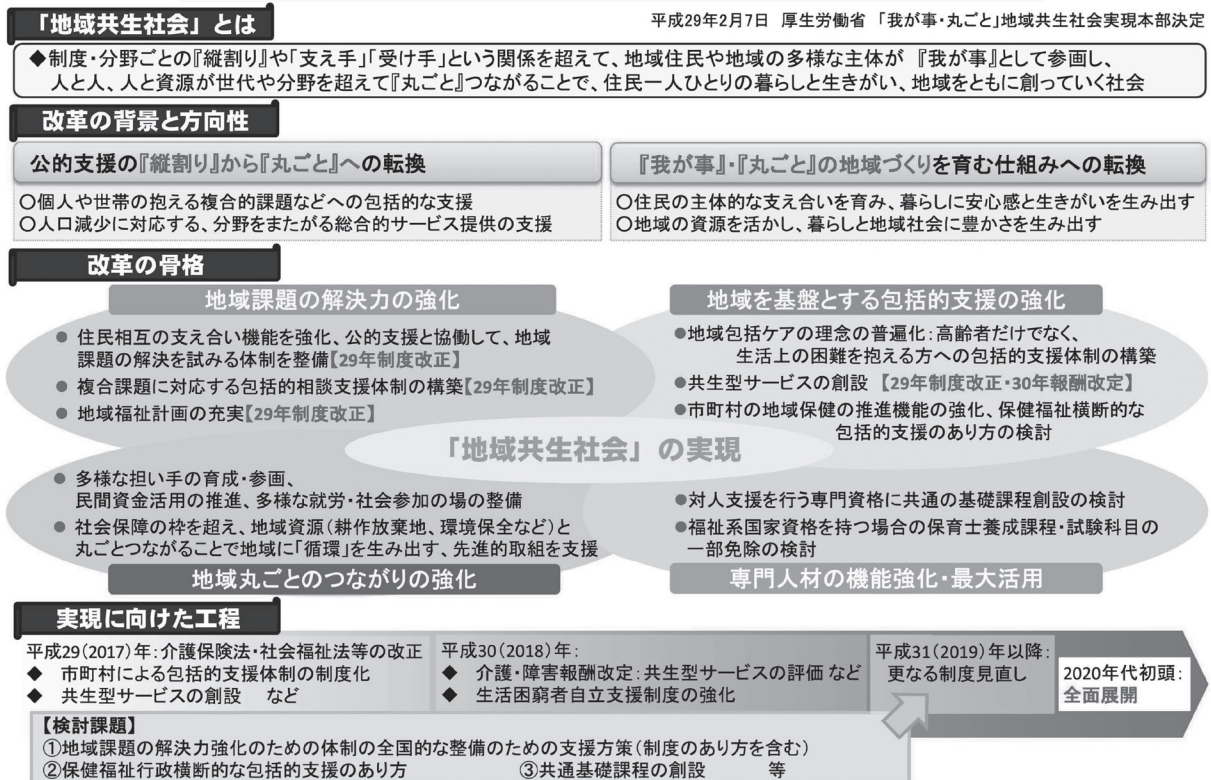
平成28年7月、厚生労働省は、『地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現』を発表しました。これは一億総活躍社会の実現を目指したもので、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することを主張しています。

そのため、制度・分野ごとの「縦割り」や「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を構築するとしました。

住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり、市町村による包括的な相談支援体制の整備、地域づくりの総合化・包括化、地域福祉計画の充実、各種計画の総合化・包括化を提案しています。さらに、包括的・総合的な相談支援体制の確立を掲げ、相談者本人のみならず、育児、介護、障害、貧困など相談者が属する世帯全体の複合化、複雑化したニーズを的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応する体制を提案しています。

社会福祉協議会は、どのように住民の活動を支援し、活動基盤を強化していくか、またどのように協働して、具体的に取り組んでいくか、明らかにする必要があります。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】



(3) 近年の社会福祉法改正

改正社会福祉法第4条(地域福祉の推進)では、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(「地域住民等」)は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(地域生活課題)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(支援関係機関)との連携等によりその解決を図るように特に留意するものとする」と新たな規定が設けられました。

これは、今までの議論である自助、共助、公助の連携を明確にしたものです。

さらに、第106条の3(包括的な支援体制の整備)において、「市町村は、地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業、地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業、生活困窮者自立支援法に基づく事業等の実施、その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」とされ、第107条(市町村地域福祉計画)で「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を新たに書き加えています。

(4) 介護保険制度改革

平成29年の介護保険制度改革は、地域共生社会の実現を目指し、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記することとしている。(市町村に努める旨を規定)

- ① 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ② 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制の整備という包括的な支援体制づくり

以上のように、従来の見守りや地域の支え合い等のインフォーマルなケアの強化が求められています。しかし、地域で顕在化している生活課題はより見えにくくなり、また深刻化しています。さらに地域の関係や家族の機能が弱まっている。このような中で、行政や社会福祉協議会は、どのように住民の活動を支援し、活動基盤を強化していくか、またどのように協働して、具体的に取り組んでいくか、明らかにする必要が生じています。

第3章 石巻市における地域の生活課題

第1節 地域福祉に関するアンケート調査

1 調査の目的

本会では「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」をめざし、石巻市が策定する第3期地域福祉計画と連携した第3次地域福祉活動計画の策定を行うため、日頃より地域福祉活動に取り組まれている各種委員を対象に、その活動を通して感じている率直な意見から、課題の抽出と解決に向けた取り組みを検討するためアンケート調査を実施しました。

2 調査の方法

(1) 調査期間

平成29年7月1日 ～ 平成29年8月31日

(2) 調査対象者

民生委員児童委員(以下、民生児童委員)、福祉協力員、地域福祉推進委員(以下、福祉推進委員)

(3) 調査方法

ア. 会議時配付回収、郵送回収の方法によりアンケート調査を実施した。

イ. 主な調査項目

① 回答者の属性

担当している役職、年齢、性別、担当地区

② 担当している業務に関連する項目

活動上の困難、活動で成果を上げるための条件、担当地区内での困りごと、地域内での活動の状況・取り組んでいる内容、困ったときの相談相手

③ 震災後明らかになった課題について

④ 地域活動を推進していく上での課題

⑤ 福祉の町づくりのための必要条件

⑥ 支え合いの必要性

⑦ サービス情報の入手先

⑧ 社会福祉協議会の活動について

(4) アンケート調査の回収結果

民生児童委員 284名(総数 338名 回答率 84.0%)

福祉協力員 272名(総数 404名 回答率 67.3%)

福祉推進委員 65名(総数 84名 回答率 77.4%)

※上記の総数については、平成29年8月31日現在のもの

3 調査結果

(1) 回答者の属性

ア. 回答数

回答総数621人の内訳は、
民生児童委員が284人(45.7%)、
福祉協力員が272人(43.8%)、
福祉推進委員が65人(10.5%)であった。

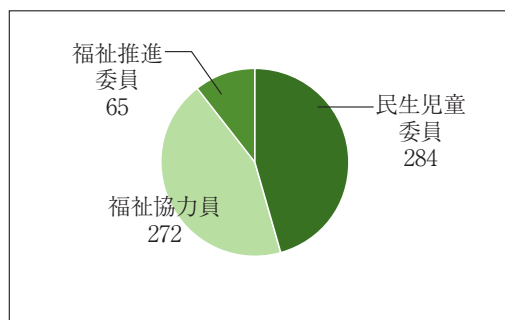


図1 回答数の割合(単位:人)

イ. 回答者の年齢構成

回答者の年齢構成については、
「40-49才」が15人(2.4%)、
「50-59才」が54人(8.7%)、
「60-64才」が110人(17.7%)、
「65-74才」が367人(59.1%)、
「75才以上」が74人(11.9%)、
「無回答」が1人であった。

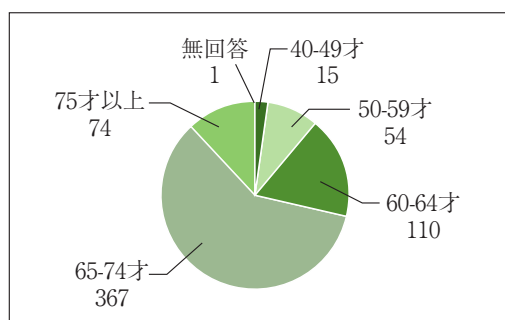


図2 回答者の年齢(単位:人)

ウ. 回答者の性別

回答者の性別については、
「男性」は282人(45.4%)、
「女性」は333人(54.4%)であり、
少しだけ女性の構成比率が高くなっている。
※「無回答」6人は除く

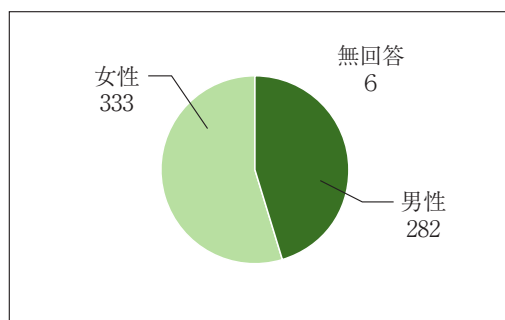


図3 回答者の性別(単位:人)

エ. 回答者の内訳

地区	民生委	協力員	推進委	
石巻地区	17	19	13	*
住吉地区	30	26	—	
門脇地区	7	10	—	
湊地区	15	11	—	
山下地区	13	15	—	
蛇田地区	27	22	—	
萩浜地区	8	4	—	
渡波地区	28	28	—	

*各支所に地域福祉推進委員会を設置している

地区	民生委	協力員	推進委	
稲井地区	12	15	—	
釜・大街道地区	23	15	—	
河北地区	36	31	13	*
雄勝地区	8	5	6	*
河南地区	30	26	10	*
桃生地区	14	20	10	*
北上地区	7	12	5	*
牡鹿地区	9	13	8	*
合計	284	272	65	621

(2) 担当している業務に関連する項目

ア. 担当地区内で発生している困りごとの把握

民生児童委員・福祉協力員・福祉推進委員が地域での活動に取り組む中で、どのような地域課題を把握しているかという問いに対しては、次のような回答が得られた。

「健康問題(356)」に関する指摘が最も多く、次いで「介護(271)」の問題が挙げられており、以下、「生活保護・生活困難(183)」、「物忘れ・認知症(167)」、「心身知的障害(精神障害・身体障害・知的障害)(107)」、「子育て(46)」、「いじめ・不登校(41)」、「虐待(9)」、「その他(84)」であった。

この結果からは、民生児童委員・福祉協力員・福祉推進委員が把握している地域の課題としては、健康・介護・認知症など高齢者の生活支援に関する内容が最も多く、次いで生活資金や生活保護などの生活のための資金の問題への対応が求められているものと考えられる。

イ. 活動上の困難

① 民生児童委員の活動上の困難

民生児童委員が、地域で活動を行っていく上で困難と感じている項目については、支援の対象者に「どこまで関わるか(61)」という対人福祉サービスの専門性に関わる問題が最も多く選択されている。それ以外には、それぞれの担当委員が「多忙で活動困難(44)」であるという回答、及び「地域情報収集困難(41)」「復興住宅情報収集困難(32)」が挙げられている。

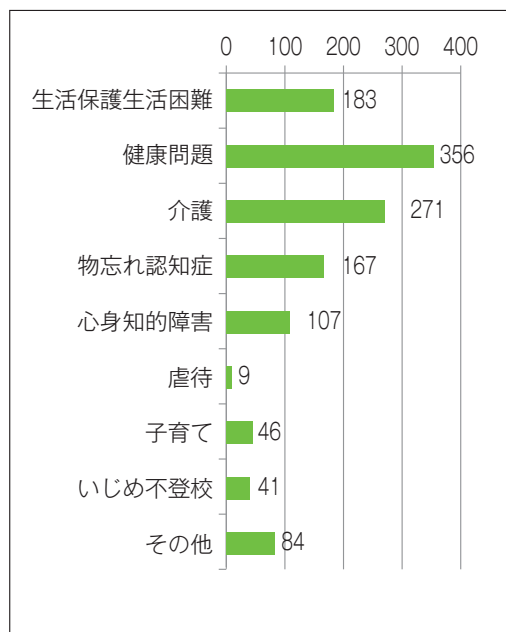


図4 地域課題の把握状況(単位:件)

* 問題ケースの把握件数ではなく、回答者の把握の有無である点に注意

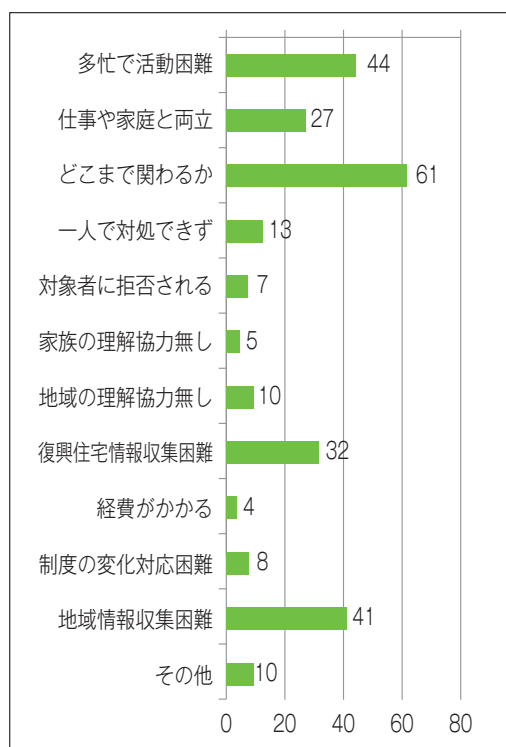


図5 民生児童委員活動上の困難(単位:件)

② 福祉協力員・福祉推進委員が困っていること

福祉協力員及び福祉推進委員が日常の活動で困っていることとしては、「活動内容不明(62)」という回答が最も多く、次いで「活動の場無し(16)」「連携(の)仕方不明(5)」という結果になっている。活動内容をどのように明らかにしていくかという問題については、活動の目的及び具体的な活動内容についての確認を行っていく必要があるものと考えられる。

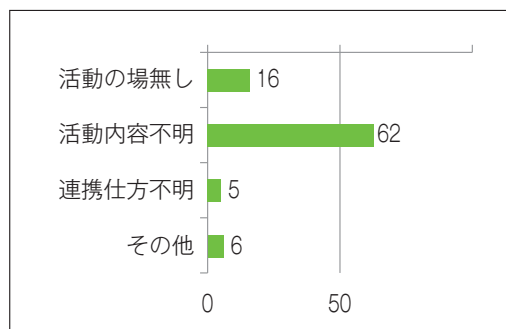


図6 福祉協力員・福祉推進委員の困りごと(単位:件)

ウ. 民生児童委員が活動で成果を上げるための条件

民生児童委員が地域で活動を行っていく上で、成果をあげるために必要な条件については、図7に示すとおりである。

それぞれの項目について「思う」と「やや思う」の合計の比率を計算すると次のようになる。「民生児童委員の知識向上」が83.1%、「近隣理解協力」が82.7%、「自治会の支援協力」が81.0%、「地域連携体制構築」が80.6%、「対象者家族の理解」が78.2%、「人材育成」が77.8%、「住民現状理解」が77.1%、「団体活動状況理解」が68.3%、「住民学習機会充実」が56.0%という結果が得られている。

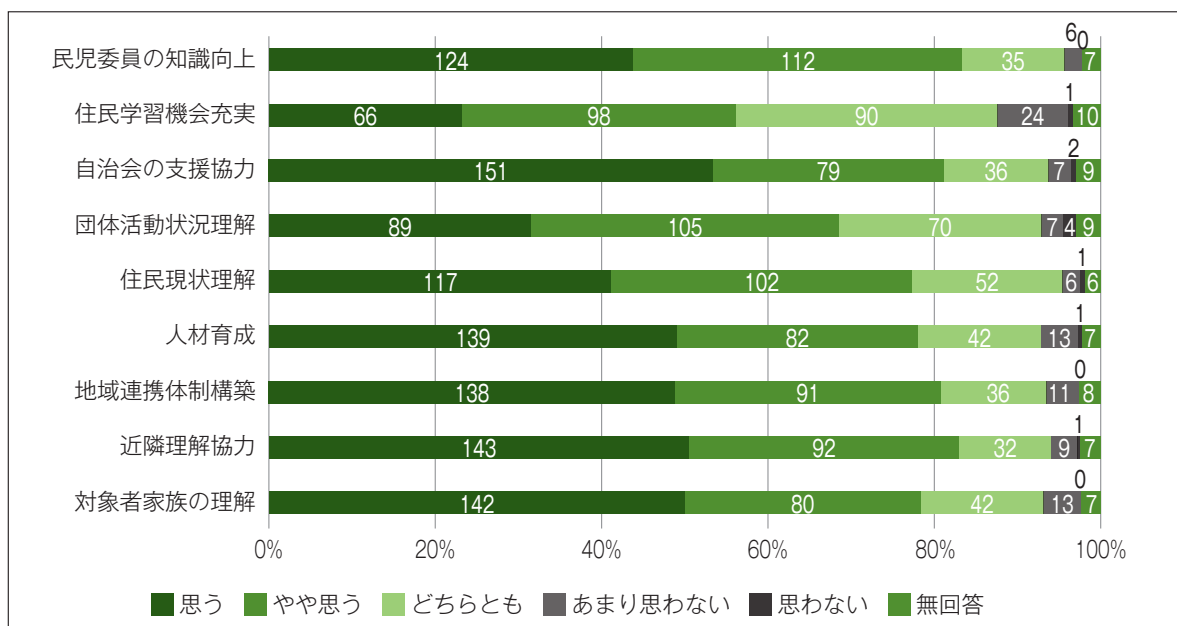


図7 民生児童委員の活動成果を上げるための条件(単位:件)

エ. 地域内での活動の状況・取り組んでいる内容

① 民生児童委員の活動への取り組み状況

民生児童委員が、日常的に取り組んでいるという回答で最も多かったのは「見守り訪問(237)」であった。次いで、「地域行事への参加協力(195)」「相談情報提供(124)」へ

の取り組みが行われている。「要援護者の発見(65)」については、2割程度となっている。この点については、「調査(39)」への取り組みが非常に少ない事とも関連しているものと考えられる。福祉サービスへの「苦情解決(14)」への取り組みが少ないことについては、地域包括支援センター、障害者への相談機関をはじめとする行政が関連する専門的な相談援助システムが整備され、強化されてきた結果として理解することができる。

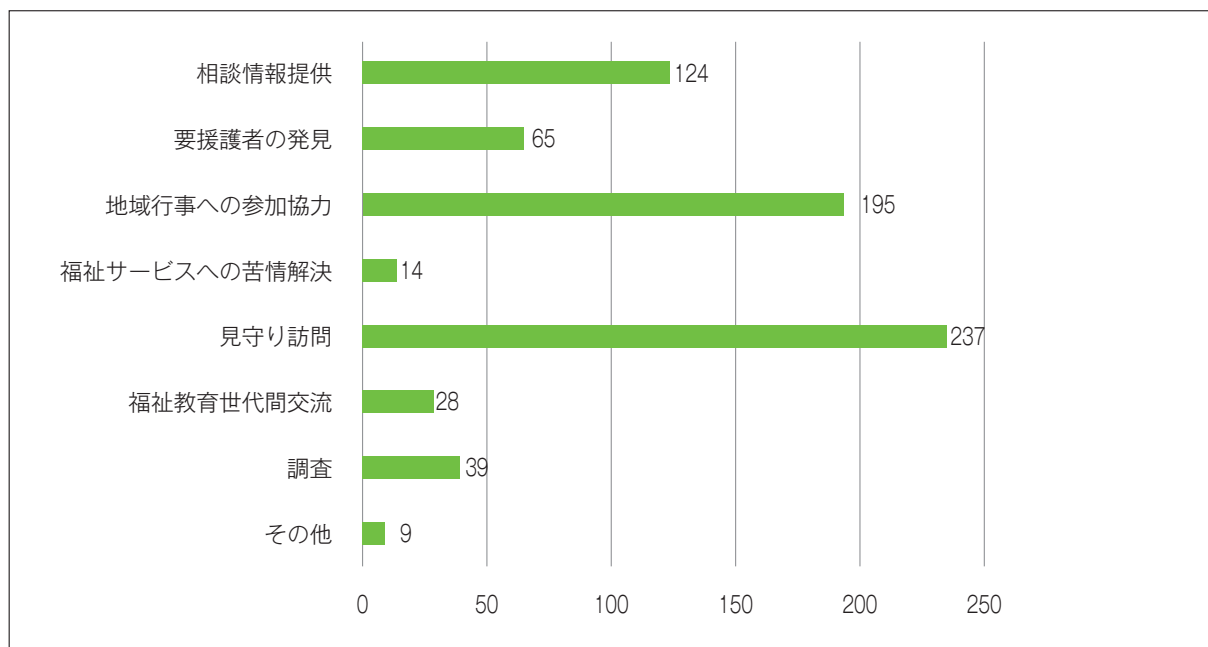


図8 民生児童委員の活動状況(単位：件)

② 福祉協力員・福祉推進委員の取り組み状況

福祉協力員、および福祉推進委員の日常的な活動への取り組みに関する問いについては、次のような結果が得られた。

最も、取り組んでいるという回答が多かった項目は「行事参加協力(191)」であり、次いで「民児等連携(民生児童委員等との連携)(123)」「見守り声かけ(123)」となっている。「相談情報提供(61)」が、民生児童委員より少し低い割合となっているが、この点についてはそれぞれの役割の内容からみて、支障はないものと考えられる。

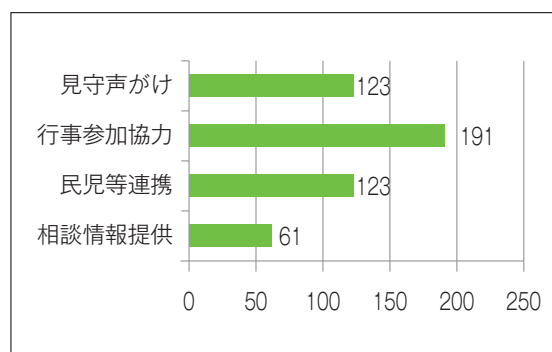


図9 福祉協力員・福祉推進委員の取り組み(単位：件)

オ. 困ったときの相談相手

民生児童委員、福祉協力員、福祉推進委員が地域で活動を行っていて、困ったときに誰に相談するかという問いについては、次のような回答が得られた。「行政委員町内会役員(336)」「民生児童委員(336)」「社会福祉協議会(279)」「地域包括支援センター(205)」「行政相談窓口(189)」「家族親戚(48)」「知人友人(46)」「警察(39)」「近所の人(38)」「障害相談機関(13)」「職場の人(7)」「相談できる人無し(8)」「その他(14)」

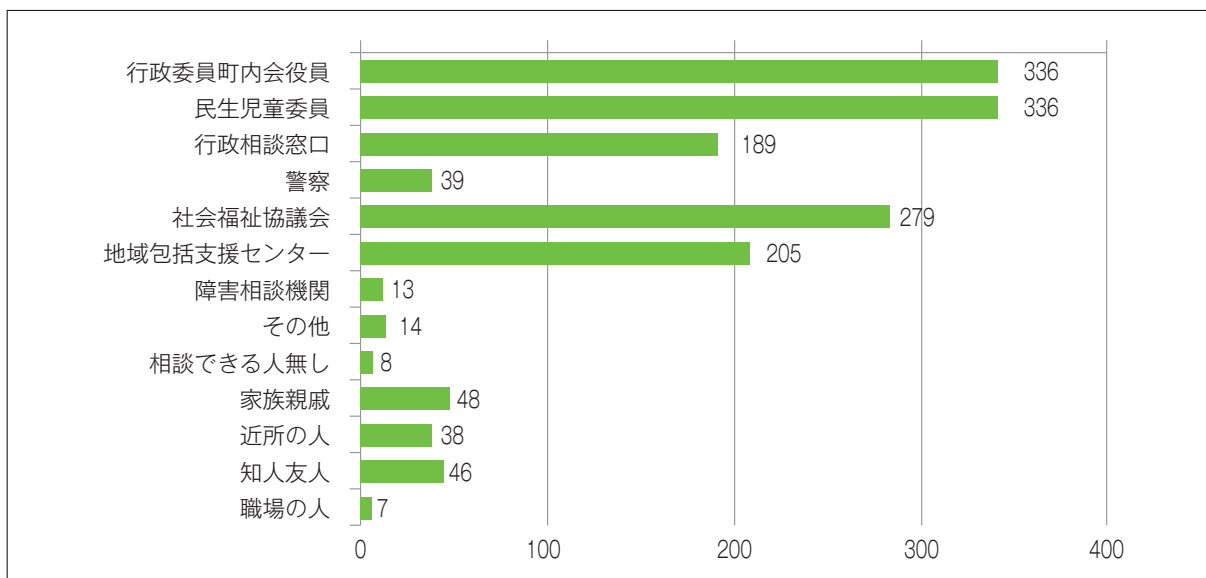


図10 困ったときの相談相手(単位：件)

(3) 震災後顕在化した課題について

民生児童委員、福祉協力員、福祉推進委員に対して行った、震災後顕在化した課題についての問いに対しては「住民(の)繋がり(353)」の課題を指摘する答えが5割以上の回答があり、最も多かった。

この結果については、震災が引き起こした地域社会の混乱が現在も収束していないことを示しているものと推測された。次に回答が多かった「人材確保(230)」についても、様々な地域活動を推進していく上で人材確保に苦慮している状況を示しているものと推測された。

以下、回答は「医療福祉サービス(125)」「住居(65)」「その他(56)」「お金・生活費(47)」「就労(37)」「教育(25)」となっている。

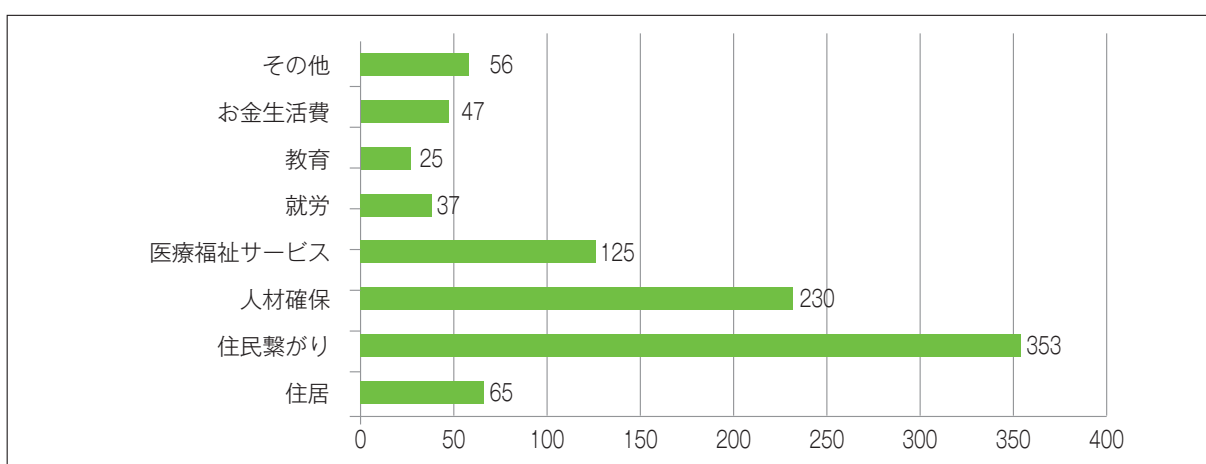


図11 震災後明らかになった課題(単位：件)

(4) 地域活動の課題

ア. 地域で活動する際の支障

民生児童委員、福祉協力員、福祉推進委員に、地域で活動する際に支障になっていることについて質問を行い、図12に示すような結果を得ることができた。

この回答結果について、「思う」と「やや思う」の合計が全体に占める割合をパーセント表示すると以下ようになった。最も多かったのは「仕事や学校で時間がない」で28.7%、次いで「健康体力に自信がない」が23.3%、「参加情報がない」が19.0%と続き、以下「興味ある活動がない」は16.4%、「身近な活動の場がない」は15.6%、「家事育児で時間がない」は13.0%、「介護で時間がない」は12.6%、「人間関係わずらわしい」は9.3%、「家族の理解がない」は4.0%、「地域活動やりたくない」は1.3%、「特に支障はない」は1.0%という結果であった。

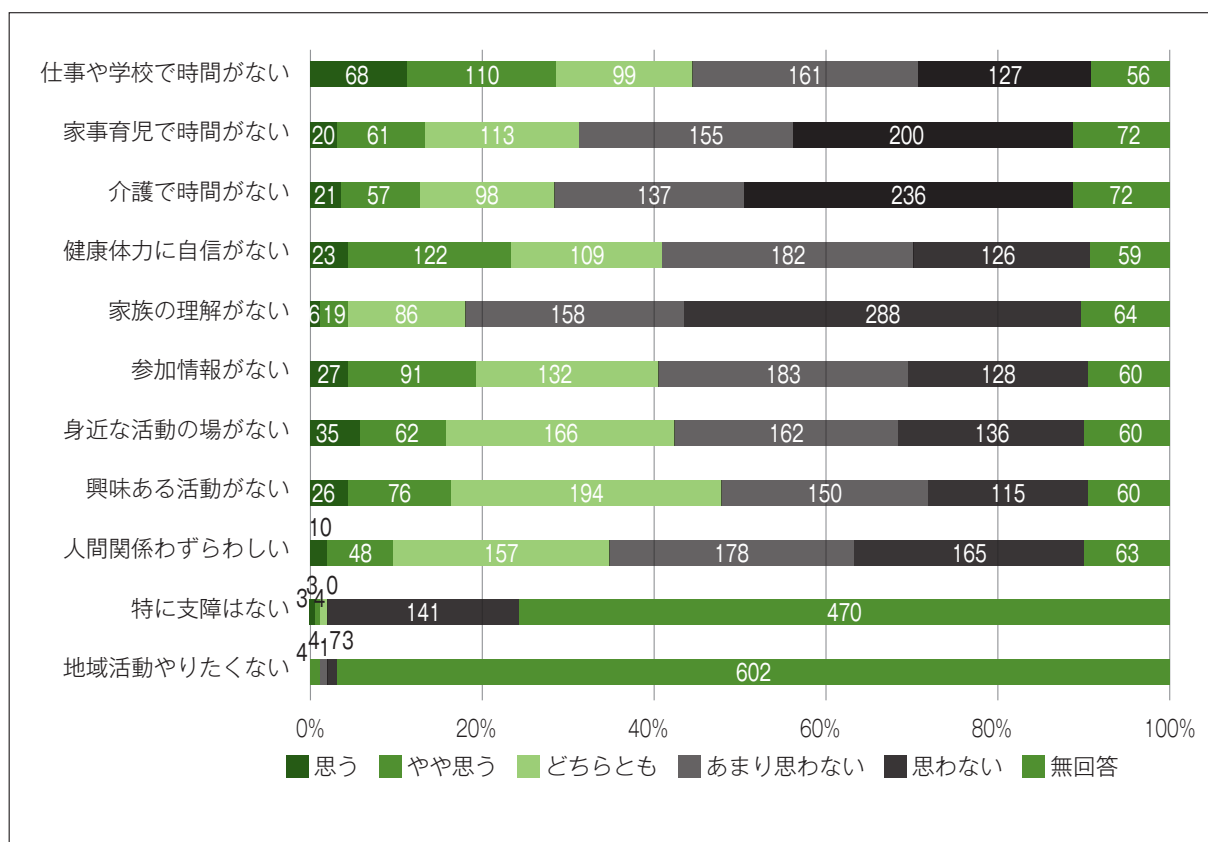


図12 地域で活動する際に支障があること(単位：件)

イ. 地域で活動する際の問題点

民生児童委員、福祉協力員、福祉推進委員に、地域で活動する際に地域内に課題が存在すると思われる事項について質問を行い、図13に示すような結果を得ることができた。

この回答結果について、「思う」と「やや思う」の合計が全体に占める割合をパーセント表示すると以下ようになった。「活動する人の確保」が最も多く81.3%、次いで「活動する人の高齢化」が71.8%、「住民の関心」を以下にして高めるかという課題が60.1%、「行政・社協・Vol(ボランティア)連携」が54.3%、「プライバシーの確保」が52.3%、「活動資金確保」が44.0%、「活動情報不十分」が42.8%、「活動場所確保」が39.9%、「教育訓練機会少ない」が16.3%、「特に問題なし」が1.0%という結果であった。

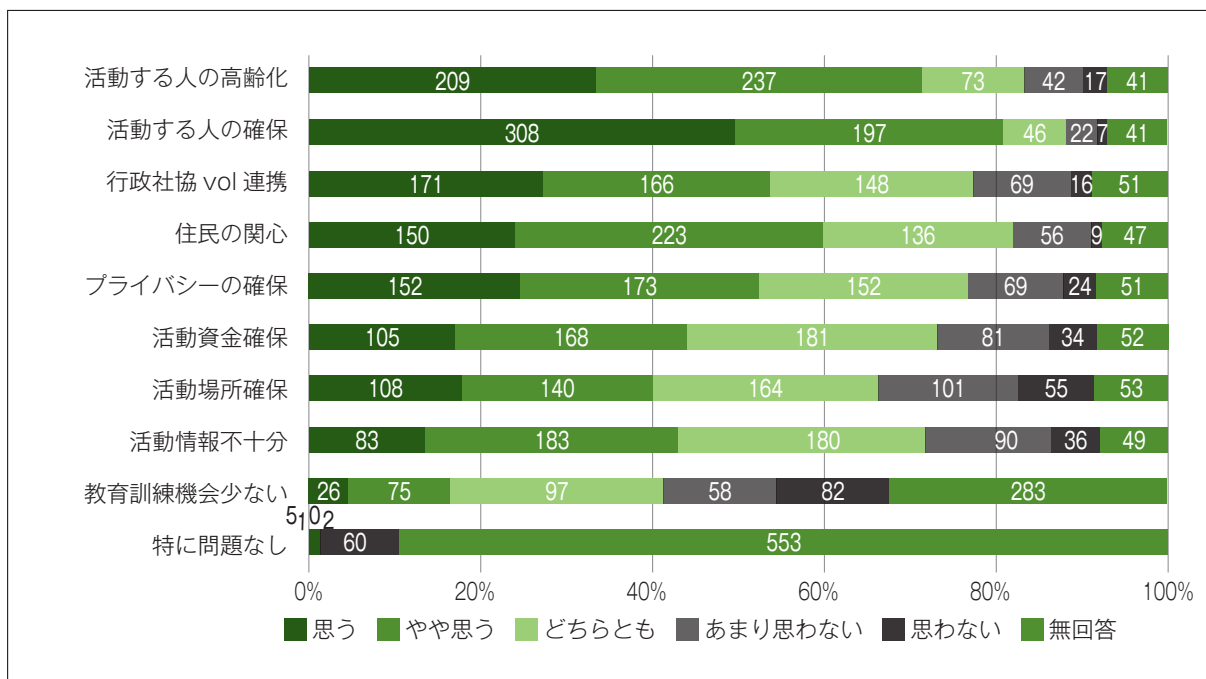


図13 地域活動上の問題点(単位：件)

ウ. 「地域」についての意識

民生児童委員、福祉協力員、福祉推進委員の「地域」についての意識に関連しては、「地域の範囲」についての質問、及び「近所とのつきあいの程度」に関する質問を行った。

① 「地域の範囲」について

地域の範囲をどのように理解しているか、という問いに対する回答は、図14に示すとおりである。

この結果については、回答の多い順に示すと「町内会(429)」「隣近所(57)」「小学校区(51)」「市町全体(51)」「中学校区(13)」「その他(10)」「無回答(10)」となっており、町内会という回答が約7割になっている。

このような結果については、今後、社会福祉協議会と地域住民が連携協力を進める中で、「地域」の活動単位についての合意を形成していく必要性を示しているものと考えられた。

② 近所とのつきあいの程度

近所とのつきあいの程度についての問いに対する回答は、図15に示すとおりである。

この結果について回答の多い順に示すと、「立ち話情報交換(318)」が最も多く、以下、「頼みごと貸し借り(126)」「家族同様の付き合い(89)」「挨拶ぐらい(75)」「ほとんど付き合い無し(3)」「無回答(10)」となっている。

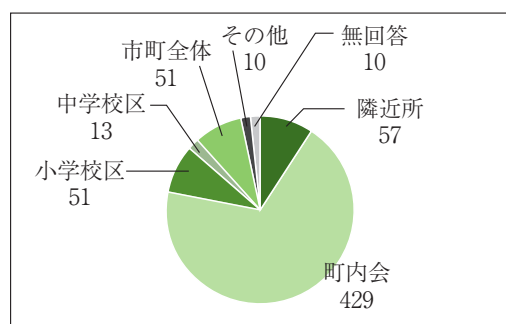


図14 地域の範囲についての意識(単位：人)

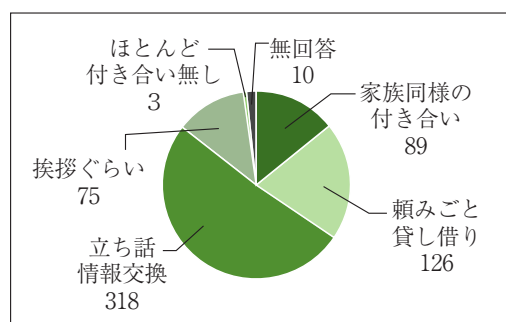


図15 近所とのつきあい(単位：人)

エ. 地域の活性化のために

地域の活性化という課題に関連して、「支え合いの必要性」「現在取り組んでいること」「福祉のまちづくりのための必要条件」についてのアンケートを行い、民生児童委員、福祉協力員、福祉推進委員からの回答を得ている。

①支え合いの必要性

民生児童委員、福祉協力員、福祉推進委員に対する「地域での支え合いは必要と思うか」という問いに対しては、「必要だと思う(286)」という回答が最も多く、次いで「あった方がよい(271)」であり、約9割が必要と認めている。以下、「わからない(28)」「必要だと思わない(10)」「無回答(26)」という結果が得られている。

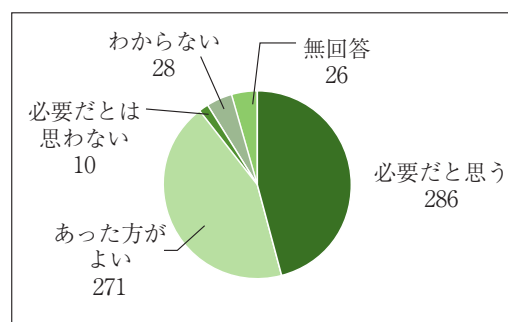


図16 支え合いの必要性(単位：人)

②現在取り組んでいること

民生児童委員、福祉協力員、福祉推進委員が現在、地域で取り組んでいる活動については、回答数の多い順に次のような結果が得られている。最も取り組んでいるという回答が多かったのは「町内会活動(483)」で、ほぼ8割が実践している。以下「サロン活動(193)」「ボランティア(160)」「老人クラブ女性部会(146)」「健康福祉(123)」「まちづくり(114)」「消防交通安全(72)」「子供会育成(49)」「その他(24)」「参加せず(23)」という結果であった。

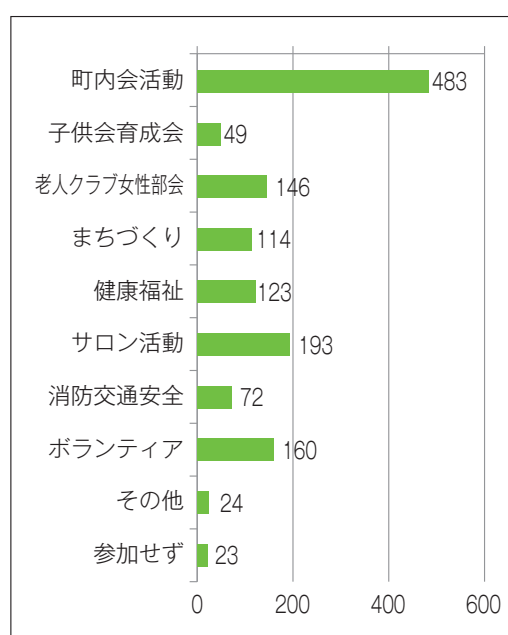


図17 取り組んでいる地域活動(単位：件)

③福祉のまちづくりのための必要条件

民生児童委員、福祉協力員、福祉推進委員へ、「福祉まちづくりを進める上で必要なこと」について尋ねた。ただし「*知識や情報の提供」「*様々な公共サービス」「*サービス提供事業者」については、福祉協力員と福祉推進委員だけに質問を行っている。その回答結果については、図18に示すとおりである。

次に、「思う」と「やや思う」を合計し全体との比率の高い順に並べると次のようになる。もっとも肯定的な回答が多かったのは「緊急時に助け合う仕組(540)」の87.0%であった。次いで、「防犯のための見守り(488)」が78.6%であり、この上位2つの回答結果からは、災害時の緊急対応や地域防災への意識が非常に高いことがうかがわれる。

次に挙げられている課題は「支援してくれる人材(486)」で78.3%、「地域活動の中心人材(474)」で76.3%となっており、マンパワーの確保の必要性が示されているものと考えられる。

以下、「座談会研修会の開催(455)」は73.3%、「交流の場確保(450)」は72.5%、「バリアフリー化(415)」は66.8%、「人権擁護制度(371)」は59.7%、「ボランティア活動拠点(359)」は57.8%、「資金的な援助(339)」は54.6%「*知識や情報の提供(238)」は38.3%、「*様々な公共サービス(209)」は33.7%、「*サービス提供事業者(182)」は29.3%、「現状のままよい(72)」は11.6%という結果であった。

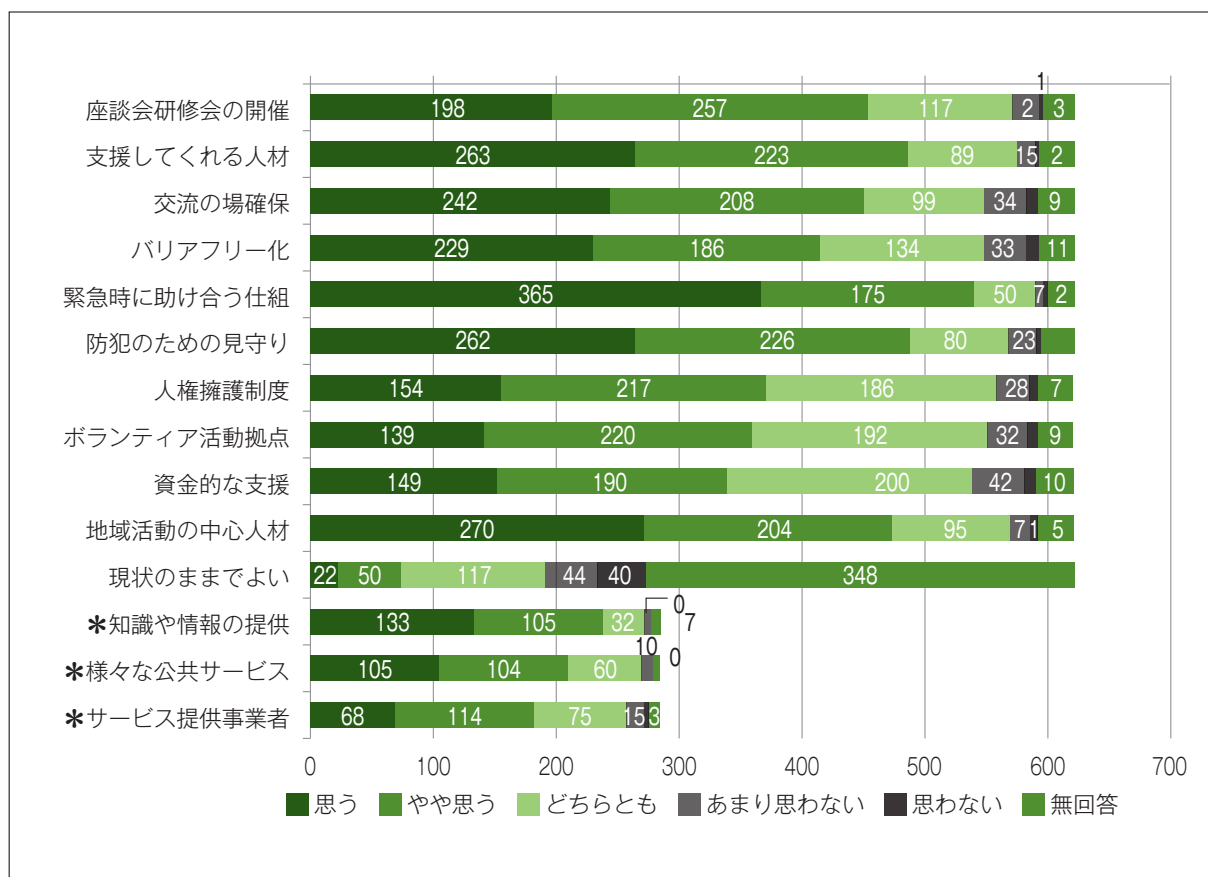


図18 福祉のまちづくりを進めるために必要なこと(単位：件)

オ. 地域において必要とされている具体的な支援

民生児童委員、福祉協力員、福祉推進委員に対して、高齢者や障害者が必要としている支援について尋ねたところ、図19に示すような回答が得られた。

この結果について、「思う」と「やや思う」の合計を全体との比率で示すと以下のようになっている。

最も支援が必要だという回答が多かった項目は、「避難支援安否確認(534)」の86.0%であり、以下、「見守り声がけ(525)」は84.5%、「話し相手(451)」は72.6%、「相談相手(420)」は67.6%、「防犯巡回(383)」は61.7%、「登校時見守り(368)」は59.3%、「除雪手伝い(345)」は55.6%、「ごみ出し(238)」は38.3%、「外出へ同行(230)」は37.0%、「買い物代行(197)」は31.7%、「簡単な掃除等(190)」は30.6%、「調理(132)」は21.3%、「代筆や電話かけ(128)」は20.6%、「短時間の子守(128)」は20.6%、「新聞・本の代読(94)」は15.1%、「幼稚園送迎等(85)」は13.7%となっている。

「避難支援安否確認」の必要性を認める回答が最も多かったということは、福祉まちづくりに対する回答とも一致するものであり、石巻地域における震災の影響がいかに大きなものであったかをうかがわせる結果と考えられる。

次に、回答が多かった「見守り声かけ」や「話し相手」「相談相手」の必要性については、一人暮らしの高齢者や老々世帯への対応の必要性を表しているものと推測された。

さらに、「防災巡回」や「登校時見守り」もまた住民や児童の防災安全に関わる項目であり、全体的にみて、住民の安全安心を支える取り組みの重要性が強く意識されているものと考えられる。

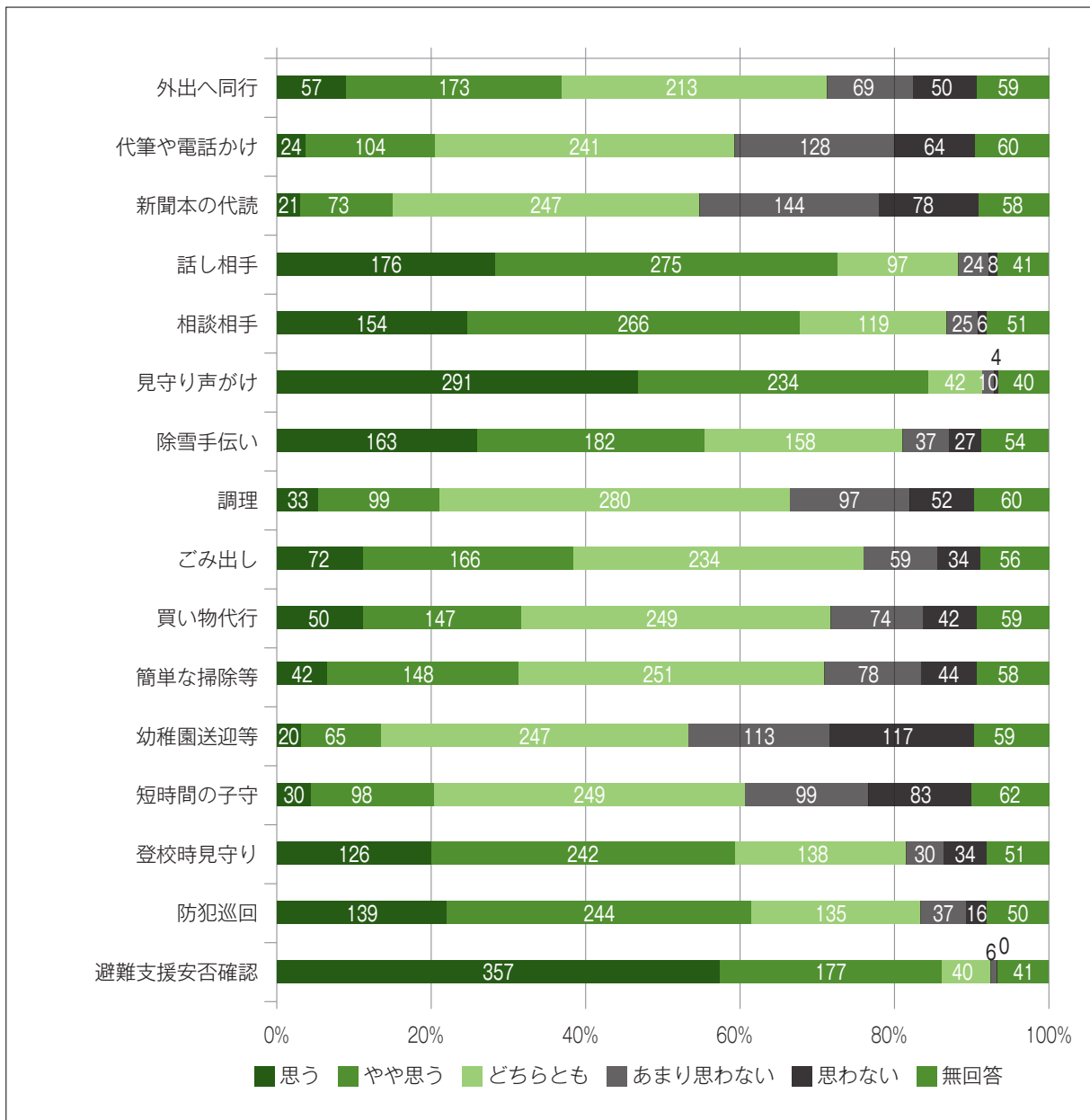


図19 地域において必要とされている支援(単位：件)

カ. 福祉サービス情報の入手

民生児童委員、福祉協力員、福祉推進委員が福祉サービスに関する情報をどこから入手しているかという問いに対しては、図20に示す結果が得られた。

情報の入手先で最も多かったのは「市の広報(434)」であり、次いで「社会福祉協議会(349)」からの情報、以下、「市・関係機関のチラシ(248)」「民生児童委員(民生児童委員同士の情報交換を含む)(227)」「地域包括支援センター(219)」「町内会回覧板(201)」「新聞雑誌(164)」「行政窓口(120)」「テレビラジオ(113)」「知人友人(88)」「近所の人(77)」「福祉関係団体(76)」「家族親戚(47)」「インターネット(32)」「学校職場(21)」「障害関連・相談機関(18)」「その他(2)」となっている。

このような結果から、今後、社会福祉協議会が関わる団体の関係者、および地域住民に対する福祉サービス情報提供のあり方を検討していく上では、行政及び地域包括支援センターとの連携や、インターネットの有効活用のための取り組み等が課題として挙がってくる事が予想される。



図20 福祉サービス情報の入手先(単位:件)

キ. 社会福祉協議会についての理解

民生児童委員、福祉協力員、福祉推進委員が社会福祉協議会を理解しているかという問いに対しては、9割強が理解していると答えているが、「知っているが活動がわからない(116)」となっている。

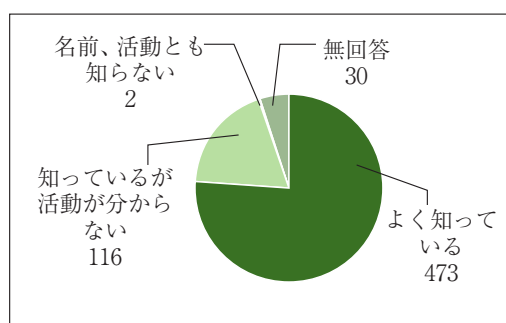


図21 社会福祉協議会の理解(単位:人)

(5) アンケートにおける、「ご意見・ご要望」欄の記述回答

民生児童委員、福祉協力員、福祉推進委員より、記述回答が178件あったことから、主な意見を抽出し、下記の15項目の意見要望として整理した。

	意見要望	回答	主な意見
1	自身の活動について	27	活動の範囲、関係性の構築、新任不安、活動の機会
2	個人情報の取扱いについて	8	対象者名簿、守秘義務、新しい住民、情報不足のため踏み込んでいけない、声をあげられない人のため緩和を
3	連携・協働について	26	自治会全体としての取組み、サポート、自治会内の位置付け、民生委との関係性、関係者との意見交換
4	ボランティア活動・育成について	4	ボランティア積立制度、小さなボランティア、地域のお手伝いボランティア、ボランティア団体への支援
5	地域福祉コーディネーターについて	2	地域福祉コーディネーターからの情報が役に立っている
6	見守り・高齢者支援について	17	地域の高齢化、高齢者の孤独感、復興住宅への関わり、買物弱者、認知予防、見守り隊
7	子ども・子育て支援について	4	児童虐待・いじめ問題、普通の子供・子育て支援、学習支援、若い親への支援
8	コミュニティ・地域サロンについて	11	拠点づくり、男性の集う場、地域サロン、被災地域のコミュニティ再構築、サロン活動支援の強化
9	社会資源の活用について	5	既存集会所の有効活用
10	担い手不足・人材育成について	14	民生委員の担い手不足、兼務による負担増、地域活動者の高齢化、若年層の協力、地域のリーダー育成
11	交通に関する課題について	5	沿岸部・離島への交通支援、日中独居の高齢者は移動手段がない
12	福祉に関する啓発・広報について	13	福祉サービスを逃している人がいる、福祉・社協の理解が低い、福祉活動の優先順位が低い
13	市への要望・意見など	7	生活保護の実態、公共施設の利用料金
14	社協への要望・意見など	25	地区座談会、サロン活動助成、協力員の目的・役割の明確化、研修・交流会、自治会内の位置付け、地域内の連携等
15	その他	10	アンケートへのご意見、その他福祉に関するご意見
	計	178	

4 結果の分析とまとめ

(1) 調査結果から読み取ることができる課題のまとめ

これまで、民生児童委員、福祉協力員、福祉推進委員へのアンケート調査結果の集計、分析を行うなかで、地域福祉活動の強化を目指す取り組みを推進していく上では、次のような課題への対応が必要であることが明らかになっている。

ア. 地域福祉活動の中核を担う担当者の高齢化への対応が求められている

民生児童委員、福祉協力員、福祉推進委員の高齢化が進んでおり、体力に自信が無いという回答が23%となっている。

アンケートの結果からは、現在各地域では、若い世代の人材確保が困難であるため、75歳を過ぎても、地域活動の前線で働くことを求められている状況がうかがわれる。

このような状況を改善していくためには、地域住民、行政、各種の団体関係者、社会福祉協議会が現状と課題を共有し、何らかの対応策を講じていく必要があるものと考えられる。

イ. 取り組み課題の優先順位の整理と、そのための※アセスメントが必要となっている

住民の健康問題、介護の問題、認知症の問題、さらには生活保護等の問題が地域課題の上位に挙げられているにもかかわらず、福祉のまちづくり等地域で必要な取り組みとしては、避難支援・安否確認や緊急時に助け合う仕組みや防犯のための取り組み等が上位に挙げられている。

これらの結果からは、これまでの震災後の緊急避難・救護活動から、被災者への支援活動、被災地・被災施設の復旧から復興へのプロセス全般を評価すると共に、将来の地域福祉課題全体の整理が必要と考えられる。今後、地域福祉課題を的確に整理し把握するためには、詳細な地域※アセスメントが必要となるものと考えられる。

ウ. 対人援助を支えるための研修と、相談のための体制整備が必要となっている

民生児童委員が活動を行っていく上で困難であると感じていることについては、最も回答数が多かったのは、問題を抱えた住民と「どこまで関わるか」という問題であった。

この問題は、福祉の専門的な対人援助技術とも関わる問題であり、慎重に対応していく必要がある。対人援助の方法論に係る研修会を開催するとともに、個別の問題については、民生児童委員をバックアップするための相談体制の整備が必要と考えられる。また、福祉協力員・福祉推進員の困りごとに関連しては「活動内容不明」という回答が62件となっているが、このような問題に対応していく上でも関係者に対する研修と相談体制の強化が必要なものと考えられる。

エ. 個人情報を取り扱うためのルールの明確化が求められている

地域福祉活動に関する情報共有に関しては、民生児童委員の「情報提供」や「要援護者の発見」への取り組みをどのように展開していくのかという課題がある。高齢者や障

害者を支援する専門機関の相談機能が向上したことと、プライバシー保護の問題があり、個人情報that得にくいという現状は認めなければならない。

しかし、制度的には「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておく」という民生児童委員の役割は明確に定められているということが紛れもない事実である。

従って、今後、民生児童委員が地域住民の情報にどのようにアクセスし、何か問題があった場合、どのようなシステムの中で情報を取り扱っていくのかという点について、明らかにしていく必要があるものと考えられる。

併せて、地域包括ケアのような、地域全体の支え合いのシステムを効果的に運用していく上では、福祉協力員、福祉推進委員を含めた地域の関係者がどのように個人情報に関わっていくのかというルールについて、検討していく必要があるものと考えられる。

オ. 住民の繋がりを強化するための、共通課題の明確化が求められている

震災後顕在化した課題のなかでは、「住民の繋がり」の問題を指摘する回答が最も多かった。

この問題に対応していく上では、住民間の支え合いの必要性を訴えていくだけでは不十分であろう。先に記したように地域住民のニーズを*アセスメントし、地域住民全体で共有すべき課題を明確にしなが、関係者のコミュニケーションを深めていくことが重要であると考えられる。

カ. 関係者間の情報共有のための、多様な可能性の検討を行う必要がある

サロン活動、まちづくり、健康福祉等にかかわる様々な地域活動への取り組みに関連しては、参加情報が不足しているという回答が2割程度あるため、各種取り組みの情報を効果的に宣伝していくことにより、参加率の向上を期待することができるであろう。

将来的には、インターネットや*SNSの有効活用を視野に入れた、情報共有のあり方を検討していく必要があるものと考えられる。

キ. 連携構築及びネットワークの必要性を再検討する必要がある

住民の関心を高める、活動するマンパワーの確保、関係機関の効果的な連携等の地域福祉活動を活性化していくための条件整備に取り組んでいく上では、関係者の個人的な諸事情にも十分に配慮しながら、より効果が期待される企画立案、情報の提供、活動の場の確保、対人関係の調整等のマネジメントが求められる。

地域活動の条件整備に取り組みながら、地域福祉活動を取りまとめる中心となるリーダーの育成と、公共サービスや各種の民間サービスの充実を図っていく必要がある。

権利擁護、防犯、緊急時の助け合い、ボランティア活動の拠点づくり等の具体的な課題に取り組んでいく上では、サービス資源の確保と合わせて、関係者相互の連携強化が必要となる。

ク. 地域の課題状況に応じたコミュニティ支援プログラムを立案する必要がある。

各地域はそれぞれ、異なった課題を抱えており、地域の実情に合わせた、活動のあり

方が求められる。

それぞれの地域課題に対応していくためには、地域の課題、マンパワー、ネットワークの状況等についての※アセスメントを行い、地域の状況に応じたコミュニティ支援プログラムを立案・実行していく必要があるものとする。

【参考】

※アセスメント＝対象者が何を求めているのか正しく知ること、そしてそれが生活全般の中のどんな状況から生じているかを確認すること。援助活動を行う前に行われる評価。

※SNS＝ソーシャル・ネットワーキング・サービス

第2節 地区座談会の開催

住民の視点を重視した地域福祉活動計画とするため、「住民の声」と「住民の思い」を集めるために地区座談会を開催しました。

地区座談会では、住民が地域の「いいところ」、「困ったところ・気になるところ」そして「自分にできそうなこと」、「地域の人との支え合いによってできそうなこと」のアイデアを出し合いました。

伝統や住民の特性、過疎の状況、産業など生活環境にはそれぞれに地域性があり、直面する地域の福祉課題は異なります。しかし、どの地域でも、少子高齢化による一人暮らし高齢者や高齢者世帯、核家族の増加など、世帯構成の変化は共通の背景といえます。

1 実施地域

- (1) 蛇田地区～①復興公営住宅・新興住宅地を抱える地域
- (2) 湊地区～①復興公営住宅・新興住宅地を抱える地域
- (3) 雄勝地区～②防災集団移転団地を抱える沿岸部の地域
- (4) 牡鹿地区～②防災集団移転団地を抱える沿岸部の地域



2 課題の整理

(1) 住民同士のつながり・見守り

① 復興公営住宅・新興住宅地を抱える地域

- ・近所との付き合いや町内会活動といったコミュニティの構築に苦慮している
- ・高齢者や障害をお持ちの方などへの対応や相談先への不安
- ・関わりが少ない、情報のない方が孤立しないか心配である

② 防災集団移転団地を抱える沿岸部の地域

- ・身近に身体を動かせる場や機会がない、交流の場への移動手段が乏しい
- ・互いに助け合う文化はあるものの、住民が少なくなっており協力の限界がある

(2) 担い手の不足

① 復興公営住宅・新興住宅地を抱える地域

- ・高齢化は避けられない、気付いてあげられる、気遣える地域、環境づくりができれば

② 防災集団移転団地を抱える沿岸部の地域

- ・高齢化、人口流出、特に若い人が地区から離れてしまった
- ・民生委員の欠員地区もあり、住民の安否確認等を区長や老人クラブが実施している

(3) 生活資源・環境の不足

① 復興公営住宅・新興住宅地を抱える地域

- ・横断歩道、駐車場が少ない、集会所の住民共有の意識付けなど

② 防災集団移転団地を抱える沿岸部の地域

- ・医療機関、商業施設が遠く、車などの移動手段が必要である
- ・介護保険サービスが離島では、利用回数や時間に制約がある

(4) 行政、社会福祉協議会への提案

社協も関係機関も、住民の安心に向けて、それぞれが一生懸命に頑張っていると思う。

しかしながら、総合力がないように見えてしまう。その解決に向け、定期的に情報交換を行い、連携を促進していただきたい。

(5) 総括

以上の課題から、地域では、住民同士の交流の減少による人間関係の形成の困難や固定化が進み、日常的な付き合いや行事などに参加できない(しない)人が増加してきていることが分かりました。地域生活を支える役割を持つ担い手の不足などが生じ、生活環境が悪化している様子が伺えました。また、高齢者や障がい者、生活のしづらさのある人のほか、社会的に孤立する人が増えていくことが予測されました。

第3節 その他現状把握のための作業

- (1) 「石巻市地域福祉計画」策定に係る現状把握のためのアンケート調査結果からの分析作業
- (2) 社協事業を通して把握することができる生活課題の整理作業
- (3) 第2次地域福祉活動計画を検証することによる社協内部事業の評価作業

第4章 地域福祉活動計画がめざすもの

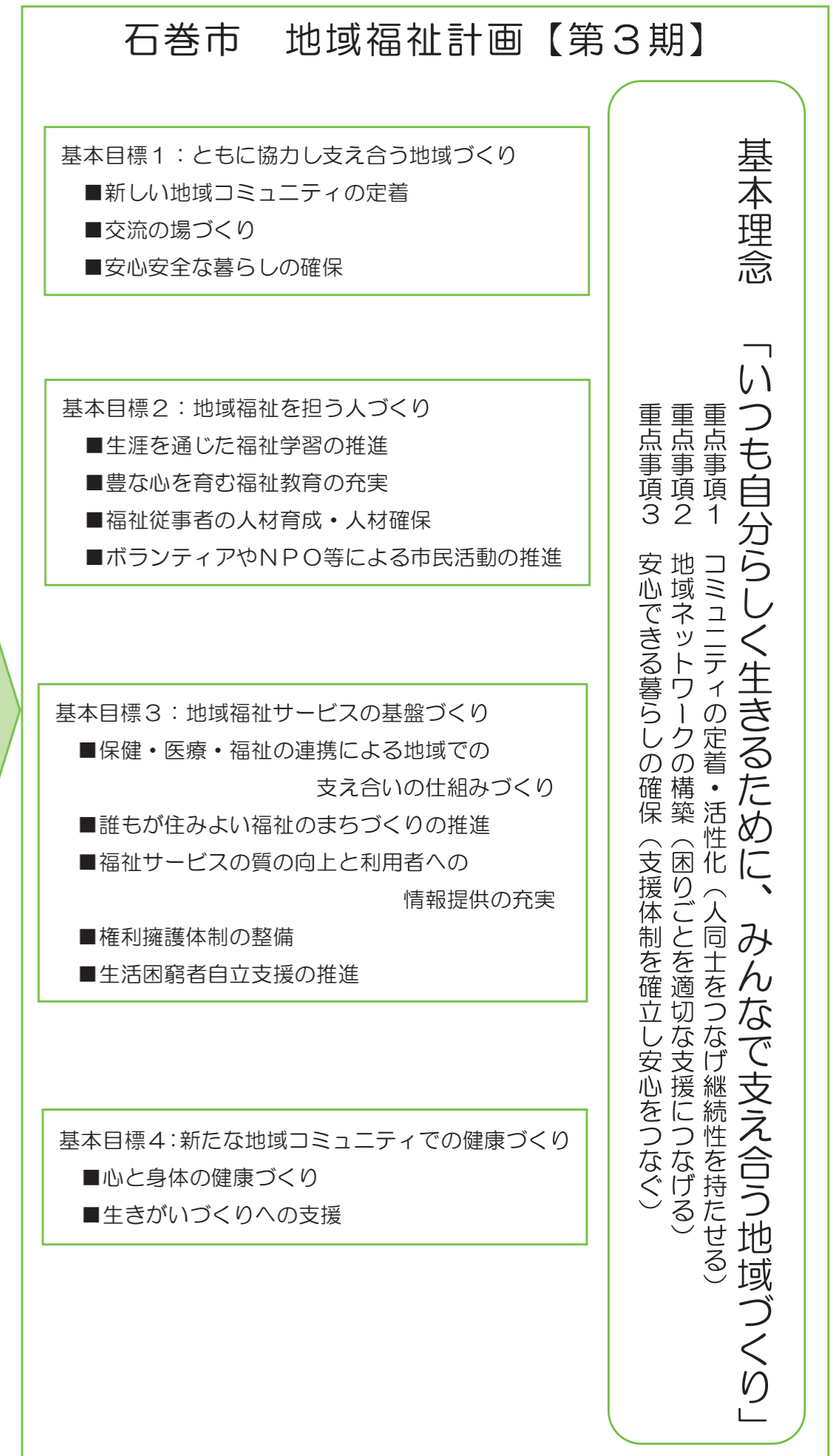
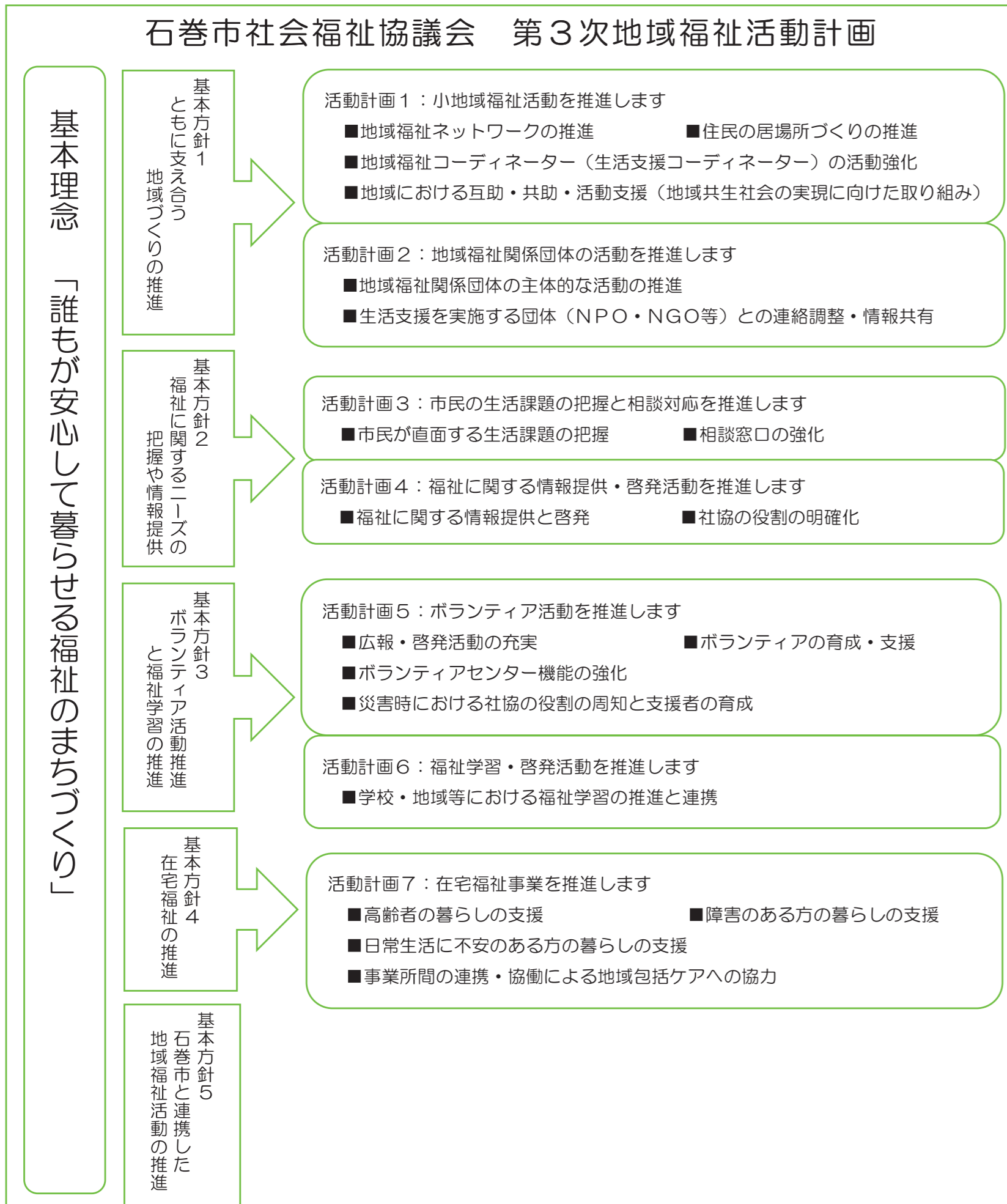
第1節 計画の基本理念

「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」

第2節 基本方針

基本理念の実現のため、本活動計画の基本方針は第2次計画を引き継ぎ次のとおりいたします。

- 1 ともに支え合う地域づくりの推進
- 2 福祉に関するニーズの把握や情報提供
- 3 ボランティア活動推進と福祉学習の推進
- 4 在宅福祉の推進
- 5 石巻市と連携した地域福祉活動の推進



第4節 重点的な取り組み

- 活動計画1 小地域福祉活動を推進します
- 活動計画2 地域福祉関係団体の活動を推進します
- 活動計画3 市民の生活課題の把握と相談対応を推進します
- 活動計画4 福祉に関する情報提供・啓発活動を推進します
- 活動計画5 ボランティア活動を推進します
- 活動計画6 福祉学習・啓発活動を推進します
- 活動計画7 在宅福祉事業を推進します

基本方針1 ともに支え合う地域づくりの推進

活動計画1 小地域福祉活動を推進します

【課題・ニーズ】

- ・東日本大震災の影響による生活環境の変化が大きい。
- ・小地域(町内会、行政区単位)での見守り活動への支援が必要になっている。
- ・地域の声を聴く機会の要望がある。
- ・住民が主体的に活動できるための支援体制の整備が必要とされている。
- ・住民の孤立予防活動の継続は必要となっている。

【重点目標】

■地域福祉ネットワークの推進

- (1)町内会または行政区単位での福祉ニーズの把握
- (2)地域内での福祉活動実践者への研修等の開催
- (3)小地域での福祉活動の推進
- (4)地域内の民生委員児童委員・福祉協力員の連携・協働の推進

■住民の居場所づくりの推進

- (1)居場所づくり運営実践者への支援
- (2)孤立を生まない地域づくりの推進

■地域福祉コーディネーター(生活支援コーディネーター)の活動強化

- (1)新たな地域(復興公営住宅や新興住宅地)や既存地域でのコミュニティ支援
- (2)地域内見守り活動の推進
- (3)地域活動者の人材育成

■地域における互助・共助活動の支援(地域共生社会の実現に向けた取り組み)

【具体的な活動】

■地域福祉ネットワークの推進

- (1)地域住民等との地区座談会の実施
- (2)各福祉関係団体の特色を活かした地域見守り活動や啓発、排除をしない支援の実施
- (3)地域住民等への出前講座の提供
- (4)地域ごとの民生委員児童委員・福祉協力員との情報交換や研修会の実施

■住民の居場所づくりの推進

- (1)地域サロン・子育てサークル等運営実践者への支援
- (2)地域全体を対象とした世代間交流事業の実施
- (3)孤立のない地域づくりへの啓発活動の実施
- (4)サロン等による介護予防・生きがい活動の促進

(5) 地域における支え合いとフォーマルサービス(介護・障害等)との連携

■地域福祉コーディネーター(生活支援コーディネーター)の活動強化

(1) 地域における相談窓口としての機能強化

(2) 地域の社会資源への調整機能の強化

(3) 地域内での見守り活動や声掛けによる支え合う地域づくりの実践

(4) 地域内での研修会や学習会等通じた人材の育成

活動計画 2 地域福祉関係団体の活動を推進します

【課題・ニーズ】

- ・主となる担い手が固定化している。
- ・団体の会員が減少している。
- ・団体の活動がマンネリ化し、会員がやりがいを感じる活動を検討している。
- ・他団体との交流機会が少ない。

【重点目標】

■地域福祉関係団体の主体的な活動の推進

(1) 地域における身近な社会資源としての福祉団体活動の促進

(2) 魅力ある活動作りと活動しやすい環境づくり

(3) 地域活動者の人材育成

(4) 地域見守り活動の推進

■生活支援を実施する団体(NPO・NGO等)との連絡調整・情報共有

(1) 団体間の情報共有の場づくり

(2) 団体間の連携や協働の推進

【具体的な活動】

■地域福祉関係団体の主体的な活動の推進

(1) 各団体の特色を活かした社会貢献活動の推進

(2) 各団体の会員相互の交流と後継者育成の支援

(3) 小地域福祉活動(サロン等)の担い手育成

(4) 高齢者の在宅生活支援体制の充実・強化

■生活支援を実施する団体(NPO・NGO等)との連絡調整・情報共有

(1) 生活支援分野ごとにおける団体間の情報共有の場づくり

(2) 生活支援分野ごとにおける団体間の連携や協働の推進

基本方針 2 福祉に関するニーズの把握や情報提供

活動計画 3 市民の生活課題の把握と相談対応を推進します

【課題・ニーズ】

- ・市民ニーズが多岐で、生活課題も変化していることから、地域での課題把握が必要である。
- ・相談の内容が複雑化している。
- ・自ら相談できない人やどこに相談したらいいか分からない人がいる。
- ・関係機関に相談をしても、たらい回しされていることがある。
- ・社協でどんな相談が対応できるのか分からない。

【重点目標】

■市民が直面する生活課題の把握

- (1) ニーズ調査の実施
- (2) 地域福祉関係者からの地域課題の把握

■相談窓口の強化

- (1) 情報の共有と共通した対応ができる体制整備
- (2) 職員の傾聴・相談技法等のスキル向上
- (3) 関係機関との連携
- (4) 相談窓口の周知強化

【具体的な活動】

■市民が直面する生活課題の把握

- (1) 各種調査の実施
- (2) 民生委員児童委員や福祉協力員等の地域福祉関係者と連携した情報収集の実施

■相談窓口の強化

- (1) 相談対応に必要な情報の共有、本会内部の連携強化
- (2) 生活相談シートを作成、相談・調整内容の情報共有
- (3) 職員のOJTによる相談スキル向上、外部研修への参加
- (4) 相談関係者・関係機関との協働による解決体制の整備
- (5) 社協だより、ウェブサイト、パンフレット等を活用した相談窓口の周知

活動計画 4 福祉に関する情報提供・啓発活動を推進します

【課題・ニーズ】

- ・必要な情報やサービスがうまく利用できない人がいる。
- ・社協の役割について、市民への周知が不足している。
- ・福祉サービスを見逃している人がいる。
- ・福祉に関わったことで、あらためて福祉サービスの情報を知った。
- ・意見交換の場を設け、情報を共有したい。
- ・情報提供にインターネットをもっと活用してほしい。

【重点目標】

■福祉に関する情報提供と啓発

- (1) 地域福祉関係者への情報提供と連携
- (2) 市民への情報提供、啓発の継続

■社協の役割の明確化

- (1) 事業を通じた福祉啓発の実施
- (2) 会費や共同募金・寄付金の活用に関する周知

【具体的な活動】

■福祉に関する情報提供と啓発

- (1) 民生委員児童委員・福祉協力員を通じた市民への情報提供
- (2) 社協だより・ウェブサイトによる福祉情報の提供、地域福祉活動の紹介
- (3) 地元メディア及び関係機関への情報提供
- (4) 福祉大会の開催
- (5) 福祉フォーラムの開催

■社協の役割の明確化

- (1) 社協だより・ウェブサイトを活用した、市民に分かりやすい社協事業の紹介
- (2) 社協パンフレットの活用と内容の明確化
- (3) 会費や共同募金・寄付金の活用について具体的な事例を用い、周知チラシ等を作成

基本方針3 ボランティア活動推進と福祉学習の推進

活動計画5 ボランティア活動を推進します

【課題・ニーズ】

- ・ボランティアセンターの認知度が低い。
- ・ボランティア活動者同士の交流の機会が少ない。
- ・市民ボランティアへの定期的な情報更新が必要とされている。
- ・多様化する市民のニーズに対応できていない。
- ・災害ボランティアセンターの役割について、広く理解されていない。
- ・災害支援のための市民ボランティアの育成が必要とされている。

【重点目標】

■ 広報・啓発活動の充実

- (1) ボランティア・市民活動に関する情報発信

■ ボランティアの育成・支援

- (1) ボランティアの育成
- (2) ボランティア活動者の交流促進

■ ボランティアセンター機能の強化

- (1) ボランティアセンター相談窓口の充実
- (2) ボランティア関係団体・団体及び支所センターとの連携

■ 災害時における社協の役割の周知と支援者の育成

- (1) 災害ボランティアセンターの役割の周知
- (2) 市民ボランティアの育成

【具体的な活動】

■ 広報啓発活動

- (1) ウェブサイトを活用した情報発信
- (2) ボランティア団体の状況把握

■ ボランティアの育成・支援(各年代ごとの育成)

- (1) ボランティアのニーズの把握
- (2) ボランティア講座の開催
- (3) ボランティア交流会の実施

■ ボランティアセンター機能の強化

- (1) ボランティアセンター運営委員会の開催
- (2) ボランティアが集える場の提供
- (3) 市民活動(自治組織、NPO)等との連携

- 災害時における社協の役割の周知と支援者の育成
 - (1)災害時におけるボランティア活動の研修会開催
 - (2)災害支援のためのボランティアの育成と登録
 - (3)災害ボランティアセンター設置訓練の実施
 - (4)自治体や関係機関、関係団体との連携

活動計画6 福祉学習・啓発活動を推進します

【課題・ニーズ】

- ・福祉学習推進のためのマニュアルが必要とされている。
- ・福祉学習のメニュー化がなされていない。
- ・学校毎の福祉学習への取り組みの差をなくす。
- ・家庭や地域で福祉について語る場がない。

【重点目標】

- 学校・地域等における福祉学習の推進と連携
 - (1)福祉の心の育成と醸成
 - (2)地域と協働による福祉の学習
 - (3)地域にある社会資源との連携

【具体的な活動】

- 学校・地域等における福祉学習の推進と連携
 - (1)福祉学習推進事業の実施
 - (2)福祉学習推進研修会の実施
 - (3)福祉学習ガイドブックの活用
 - (4)世代間交流事業の支援
 - (5)福祉に関する講師の紹介や派遣をサポート
 - (6)地域にある社会資源(施設・企業など)との連携
 - (7)福祉作品コンクールの継続実施
 - (8)学校・地域との協働による福祉マップの確認

基本方針 4 在宅福祉の推進

活動計画 7 在宅福祉事業を推進します

【課題・ニーズ】

- ・ 日常生活で介護が必要な高齢者や障害のある方、またその家族は在宅での暮らしに不安がある。
- ・ 地域で安心した生活を送れるよう、専門的な介護や相談体制が必要とされている。
- ・ 多様化したニーズに応えるため、保健・医療・福祉・介護の連携による総合的なサービスを提供する必要がある。

【重点目標】

- 高齢者の暮らしの支援
 - (1) 介護予防と介護の支援
 - (2) 居宅サービスの提供
 - (3) 生きがいづくりの創出
- 障害のある方の暮らしの支援
 - (1) 社会参加の促進
 - (2) 情報提供・相談・つながりの促進
- 日常生活に不安のある方の暮らしの支援
- 事業所間の連携・協働による地域包括ケアへの協力と提案

【具体的な活動】

- 高齢者の暮らしの支援
 - (1) 地域包括支援センター事業
 - (2) 居宅介護支援事業
 - (3) 訪問介護事業(障害児者含む)
 - (4) 通所介護事業
 - (5) 訪問入浴介護事業
 - (6) 生きがいデイサービス事業
- 障害のある方の暮らしの支援
 - (1) 地域活動支援センター事業
 - (2) 就労継続支援B型事業
 - (3) 基幹相談支援センター事業
 - (4) 特定相談支援事業
- 日常生活に不安のある方の暮らしの支援
 - (1) 紙おむつ等購入助成事業
 - (2) 福祉用具貸出事業
 - (3) 福祉貸付金事業
 - (4) 日常生活自立支援事業(まもりーぶ)
- 事業所間の連携・協働による地域包括ケアへの協力

第5章 計画の推進体制及び進行管理

第1節 推進体制

本活動計画の取り組みについては、本会役・職員の共通認識のもと、組織的、計画的に事業の推進を目指すものであり、石巻市の「地域福祉計画」とも連携しながら、地域共生社会の実現に向け「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を市民と協働して事業を展開するものであります。

なお、具体的には実施計画を策定し、事業に取り組んでいくものとします。

第2節 進行管理

計画に基づく取り組みを効果的かつ継続的に推進していくために、事業の進捗状況を検証し、「進行管理・評価」を行っていきます。

1 進行管理・評価

事業の取り組みの状況を内部会議等で検証します。その結果を理事会及び評議員会に報告し、提言をいただきます。

2 進行管理・評価の項目

計画の進行管理・評価にあたっては、以下の項目について実施します。

- (1) 年度内の取り組み状況(事業の実施状況等の把握)
- (2) 計画期間内の取り組み内容
- (3) 取り組んでいく上での課題等

3 事業計画・活動方針等への反映

提言された評価・意見は、次年度以降の事業計画・活動方針等へ反映するよう事業の改善に努めます。

《 資 料 》

1 策定委員会

(1)開催状況

	開催日	協議内容
第1回	平成29年6月27日	◇委員長・副委員長の選出 ◇第3次地域福祉活動計画策定作業について ◇策定スケジュールについて ◇アンケート調査の実施について
第2回	平成29年9月25日	◇基本方針(案)について ◇アンケート調査の結果について
第3回	平成30年2月5日	◇第3次地域福祉活動計画骨子案について
第4回	平成30年2月27日	◇第3次地域福祉活動計画(案)について

(2)委員名簿

(敬称略)

No.	職名	氏名	選出団体職名
1	委員長	齋藤 洋一	河南支所地域福祉推進委員会委員長
2	副委員長	境 政幸	石巻市民生委員児童委員協議会会長
3	委員	相澤 和宏	石巻市福祉部福祉総務課長
4	委員	遠藤 義博	石巻市福祉部障害福祉課長
5	委員	田村 百合子	石巻市PTA協議会事務次長
6	委員	井上 利枝	石巻市身体障害者福祉協会会長
7	委員	阿部 正春	石巻市ボランティア連絡協議会副会長
8	委員	武山 萬	石巻市老人クラブ連合会会長
9	委員	加藤 登美子	石巻支所地域福祉推進委員会委員
10	委員	大浪 茂	河北支所地域福祉推進委員会委員
11	委員	高橋 治	雄勝支所地域福祉推進委員会委員
12	委員	須田 正美	桃生支所地域福祉推進委員会副委員長
13	委員	阿部 喜治	北上支所地域福祉推進委員会委員
14	委員	鈴木 静江	牡鹿支所地域福祉推進委員会委員
15	委員	小松 龍哉	障害者地域活動支援センターかしわホーム施設長

2 提案委員会・ワーキンググループ・地域福祉活動計画アドバイザー

(1) 提案委員会開催状況

	開催日	協議内容
第1回	平成29年6月6日	◇第3次地域福祉活動計画策定作業について
第2回	平成29年8月7日	◇策定スケジュールについて
第3回	平成29年9月29日	◇アンケート調査の実施について
第4回	平成29年11月27日	◇基本方針(案)について
第5回	平成30年2月21日	◇アンケート調査の結果について ◇第3次地域福祉活動計画骨子案について ◇第3次地域福祉活動計画(案)について

(2) 提案委員会・ワーキンググループリーダー打合せ開催状況

	開催日	協議内容
第1回	平成29年7月21日	
第2回	平成29年8月9日	◇第3次地域福祉活動計画策定作業について
第3回	平成29年8月23日	◇策定スケジュールについて
第4回	平成29年9月11日	◇アンケート調査の実施について
第5回	平成29年10月26日	◇基本方針(案)について
第6回	平成29年12月12日	◇アンケート調査の結果について
第7回	平成30年1月9日	◇第3次地域福祉活動計画骨子案について
第8回	平成30年1月22日	◇第3次地域福祉活動計画(案)について
第9回	平成30年2月5日	○ワーキンググループの作業内容の確認

(3) 提案委員名簿

No.	部署名	職名	氏名	備考
1	総務課	次長兼課長	伊藤勝弘	
2	桃生支所	参事兼支所長	佐藤正幸	
3	地域福祉課	課長	工藤雅弘	
4	在宅福祉課	課長	千葉和宏	
5	ボランティアセンター	センター長	門間ひとみ	
6	復興支援課	課長	渋谷秀樹	
7	デイサービスセンター福寿荘	所長	遠藤正之	
8	障害者地域活動支援センターかしわホーム	施設長	小松龍哉	策定委員
9	基幹相談支援センターくるみ	所長	内海信康	

(4)ワーキンググループ(作業部会)名簿

No.	部署名	職名	氏名	備考
1	総務課	課長補佐	平塚 信一朗	グループリーダー
2	地域福祉課	課長補佐	阿部 由紀	グループリーダー
3	ボランティアセンター	センター長補佐	山崎 菊治	グループリーダー
4	復興支援課	課長補佐	毛利 貴広	グループリーダー
5	総務課	主幹	黒澤 直樹	
6	牡鹿支所	主幹	小山 文義	
7	障害者地域活動支援センターみどり園	主幹	菅原 英人	
8	北上地域包括支援センター	主幹	高橋 了	
9	地域福祉課	主査	峯田 貴博	
10	在宅福祉課	主査	舘脇 正行	
11	河北支所	主査	今野 啓夫	
12	河南支所	主任主事	佐々木 節子	
13	桃生支所	主任主事	佐々木 ゆみ	
14	北上支所	主任主事	三浦 紀子	
15	雄勝支所	主事	高橋 佑矢	
16	生きがいデイサービス	主任援助員	保原 弘一	
17	地域福祉課・復興支援課	地域福祉コーディネーター	高橋 泰	
18	地域福祉課・復興支援課	地域福祉コーディネーター	浜崎 晃行	
19	地域福祉課・復興支援課	地域福祉コーディネーター	小松 沙織	
20	地域福祉課・復興支援課	地域福祉コーディネーター	鈴木 麻千子	

(5)地域福祉活動計画アドバイザー

市川 一宏	ルーテル学院大学 大学院研究科長 教授 学事顧問
-------	--------------------------

3 協力

(1)アンケート分析協力

照井 孫久	石巻専修大学 人間学部 教授
-------	----------------